

令和4年度 福岡観光コンベンションビューロー  
福岡型ワーケーション交通費助成金 募集要項

## 1 事業の目的

コロナ禍により、テレワーク等による働き方の多様化が急速に進む中、旅行先で仕事をしつつ余暇を楽しむ新しい旅行スタイルとして「ワーケーション」が注目されています。

これを機として、(公財)福岡観光コンベンションビューロー及び福岡市では、本市のビジネス環境の良さや都市機能と自然が近接したコンパクトシティの魅力を活かした都市型ワーケーションを推進しています。

本事業は、企業・団体等のグループによるワーケーション旅行の需要喚起を図るため、ワーケーション実施時の市内移動等にかかる交通費を助成するものです。

## 2 助成内容

### (1) 助成対象経費

- ・福岡市内において4人以上のグループでワーケーションを実施する場合の、福岡市内を出発地とする交通サービスの利用に係る経費
- ・対象となる交通サービスは、以下のとおり

<助成対象の交通サービス>

タクシー、レンタカー、貸切バス、カーシェア、渡船(市営渡船、うみなかライン)

### (2) 助成額

- ・1グループにつき上限3万円(代表者口座に対し一括して支給します。)

### (3) 助成要件

- ・4人以上のグループであること
- ・旅行行程の中に、福岡市内における会議、研修、ワークショップ等にワーク要素が含まれていること
- ・ワーケーション実施者全員が、福岡市内において1泊以上宿泊すること
- ・ワフパスの会員登録を行っていること



<ワフパス会員登録はこちら>

※以下に該当する場合は対象から除きます。

- ・福岡市及び国、地方公共団体等が実施する他の制度において、対象経費（交通費）の助成申請を行っている場合
- ・所属する企業・団体より、対象経費（交通費）の支給を受ける場合（申請区分が【②個人グループ】のとき）
- ・政治的または宗教的な目的で実施される場合
- ・法令または公序良俗に反する目的で実施される場合
- ・申請者が、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有している場合

※新型コロナウイルス感染症による影響（緊急事態宣言やまん延防止重点措置の発令等）により、助成を停止する場合があります。

#### (4) 対象期間

**令和4年7月12日（火）から令和5年2月28日（火）まで**

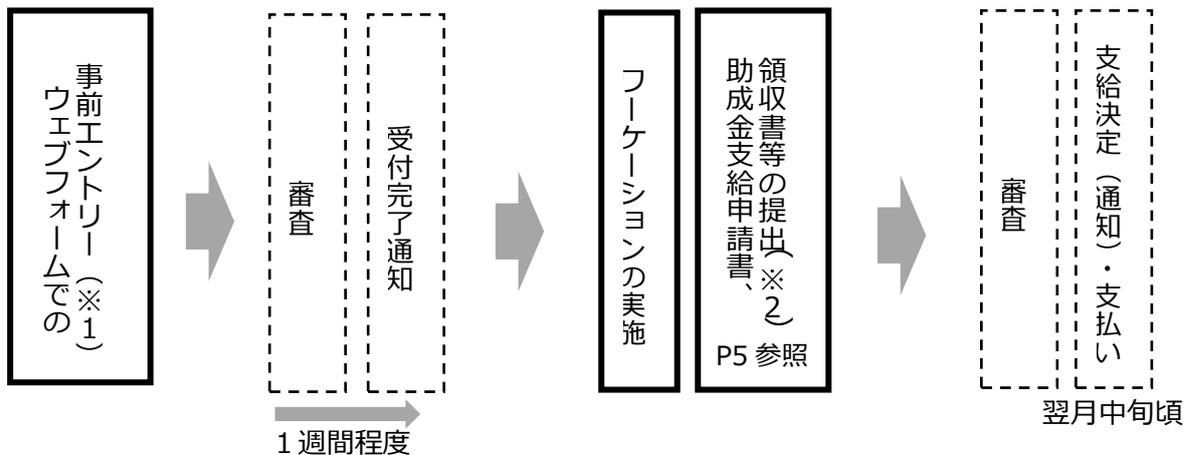
※旅行日程の終期が令和5年3月1日以降であっても、令和5年2月28日（火）分として生じる対象経費は助成対象（旅行日程の始期が2月28日以前であることが前提）

### 3 申請の流れ

申請の流れは以下のとおりです。申請にあたっての不明点については、お電話または電子メールでご相談ください。

- 電話：092-733-5050
- メールアドレス：fwk@welcome-fukuoka.or.jp

※  は申請者が行う項目です。



(※1) 〆切：実施の**7日前まで**（申請区分が旅行取扱事業者の場合は**3日前**）

(※2) 〆切：実施後**21日以内**、または**令和5年3月10日（金）**のいずれか早い日

#### 4 申請区分

申請区分は、【企業・団体】、【個人グループ】、【旅行取扱事業者】の3区分です。

区分ごとに、申請者や振込口座名義、事前エントリーフォーム、助成金支給申請書の様式が異なりますのでご注意ください。

##### 【①企業・団体】

同一企業・団体の社員等のみで構成され、企業・団体の名義で助成金を申請する場合

- ・申請者：企業・団体の代表者
- ・振込口座名義：企業・団体の代表者名義の口座

##### 【②個人グループ】

企業・団体等を問わず任意のメンバーで構成され、個人名義で助成金を申請するグループ  
(例) 経営者同士のグループ、企業コミュニティ・サークルのグループ 等

※同一企業内コミュニティ等のメンバーで構成されるグループの場合、企業名義で申請する場合の区分は【①企業・団体】、個人が代表して申請する場合の区分は【②個人グループ】になります。

- ・申請者：任意（ワーケーション実施者に限る）
- ・振込口座名義：申請者名義の口座

##### 【③旅行取扱事業者】

助成要件を満たすワーケーション旅行商品を販売する旅行取扱事業者

- ・申請者：旅行取扱事業者の代表者
- ・振込口座名義：旅行取扱事業者の代表者名義の口座

※申請者が以下に該当する場合は申請できません。

- ・主として政治的または宗教的な活動を目的としている者
- ・法令または公序良俗に反する活動を行う者
- ・暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者

## 5 事前エントリー

### (1) ウェブフォームによる事前エントリー

ワーケーションの実施前に、申請区分に応じて、下記のウェブフォームよりエントリーしてください。

**【申請区分：①企業・団体】**（ワーケーション実施日の7日前まで）

<https://forms.gle/tFomUBxkkaZhf2HHA>



**【申請区分：②個人グループ】**（ワーケーション実施日の7日前まで）

<https://forms.gle/VGEe7RU77mechs5m7>



**【申請区分：③旅行取扱事業者】**（ワーケーション実施日の3日前まで）

<https://forms.gle/P6NzQFb6zYLBkk8F6>



### (2) エントリー受付期間

**令和4年7月12日（火）から令和5年2月21日（火）まで**

※③旅行取扱事業者の場合は令和5年2月24日（金）まで

### (3) エントリー内容の審査、受付完了

福岡観光コンベンションビューローでエントリー内容を審査後、受付完了のお知らせを送付します。

## 6 交通費助成金支給申請

### (1) 提出期限

ワーケーション実施後 21 日以内、または 令和5年3月10日（金） のいずれか早い日  
（必着）

(2) 提出書類

申請区分に応じて、必要な書類をご提出ください。

**【申請区分：①企業・団体】**

- ・ 福岡型ワーケーション交通費助成金支給申請書（様式第1号）
- ・ 誓約書（様式第2号）
- ・ 役員名簿（様式第3号）
- ・ 福岡市内宿泊を証明する書類
- ・ ワーク実施に関する書類
- ・ 利用交通機関を証明する書類
- ・ 請求書 兼 口座振込依頼書（様式第4号）※要押印 **【原本提出】**

**【申請区分：②個人グループ】**

- ・ 福岡型ワーケーション交通費助成金支給申請書（様式第1号）
- ・ 誓約書（様式第2号）
- ・ 福岡市内宿泊を証明する書類~~-~~
- ・ ワーク実施に関する書類
- ・ 利用交通機関を証明する書類
- ・ 請求書 兼 口座振込依頼書（様式第4号）※要押印 **【原本提出】**
- ・ 振込口座の通帳の写し

**【申請区分：③旅行取扱事業者】**

- ・ 福岡型ワーケーション交通費助成金支給申請書（様式第1号）
- ・ 誓約書（様式第2号）
- ・ 役員名簿（様式第3号）
- ・ ツアーの最終行程表
- ・ ツアーに含まれる交通機関の利用料金が客観的に証明できる書類
- ・ 請求書 兼 口座振込依頼書（様式第4号）※要押印 **【原本提出】**

#### 福岡市内宿泊を証明する書類とは

- ・市内宿泊施設に4名以上宿泊したことが客観的に証明できるもの(宿泊証明または領収書等)

#### ワーク実施に関する書類とは

- ・ワークの内容及び会場施設名を客観的に証明できるもの(会議室やワークスペース、研修費等の領収書またはコンベンション参加を証明できる書類等)
  - ・企業・団体名または代表者名が確認できるもの。
- ※上記書類の提出が困難な場合は、福岡型ワーケーション交通費助成金支給申請書(様式第1号)の「7 ワークの内容・施設(会場)名」にワーク内容(相手先、業務内容等)を具体的に記入ください。

#### 利用交通機関を証明する書類とは

- ・「利用交通機関」「料金」を客観的に証明できるもの(領収書等)
- ・レンタカー及び貸切バスの領収書等は、市内に所在地をおく店舗を利用したことが分かるもの。
- ・カーシェアの領収書等は、貸出場所が市域内であることが分かるもの
- ・企業・団体名または代表者名が確認できるもの。

### (3) 提出先

福岡観光コンベンションビューローまで電子メール及び郵送でご提出ください。

※請求書兼口座振込依頼書(様式第4号)は必ず原本提出、その他の書類は電子メールまたは郵送でご提出ください。領収書等は写真データでも可。

<提出先メールアドレス>

[fwk@welcome-fukuoka.or.jp](mailto:fwk@welcome-fukuoka.or.jp)

<提出先住所>

〒810-0041 福岡市中央区大名2丁目5番31号  
公益財団法人福岡観光コンベンションビューロー

#### (4) 注意事項

- ① 助成金の申請は、1旅行につき1回限りとします。
- ② 提出に当たっては、必ず不備や不足書類がないかを確認してください。
- ③ 提出された書類は返却いたしませんので、必要に応じ控えをとるなどしてください。

#### 7 支給決定

申請書類を受領後、審査を行い、審査結果を書面にて通知します。

※審査の結果、支給決定をしないことや支給申請額から減額して支給決定することがあります。

#### 8 留意事項

- (1) 新型コロナウイルス感染拡大等、不測の事態によりワーケーション実施を中止・延期する場合は、すみやかに福岡観光コンベンションビューローまでご連絡ください。
- (2) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため国等が外出・移動等の自粛を要請する場合は、その趣旨に鑑み、要請に応じていただくようお願いいたします。
- (3) 審査のためなど必要があるときは、募集要項に記載のない書類の提出及び説明を求める場合や、実施状況の確認のため現地調査を行い、帳簿等関係書類を検査する場合があります。
- (4) 以下に該当する場合は、助成金の支給決定の全部または一部を取り消すとともに、助成金の返還を求める場合があります。その場合は、助成金の返還等、福岡観光コンベンションビューローの指示に従ってください。
  - ① 申請者が助成対象に該当しないことがわかったとき
  - ② 虚偽の申請その他の不正行為があったとき
  - ③ その他福岡観光コンベンションビューローが助成を行うことを不相当と認めたとき
- (5) 助成金の受給に伴う税務上の処理等は適切に行ってください。
- (6) 当事業において収集した情報については、個人が特定されない範囲で利用状況や回遊データ等を福岡市に共有します。

##### 【問合せ先】

〒810-0041 福岡市中央区大名2丁目5番31号

公益財団法人福岡観光コンベンションビューロー

電話：092-733-5050 Fax：092-733-5055

受付時間：平日10：00～17：00

メールアドレス：fwk@welcome-fukuoka.or.jp

●福岡観光コンベンションビューローホームページ

<http://www.welcome-fukuoka.or.jp>